

地域貢献活動計画書

平成 25 年 7 月 9 日

北海道知事 様

提出者 住所 北海道札幌市北区北7条西1丁目1番地5
氏名 北海道ジェイ・アール都市開発株式会社
代表取締役社長 佐藤 巧

北海道地域商業の活性化に関する条例第25条第1項(附則第4項)の規定により、次のとおり地域貢献活動計画書を提出します。

記

1 特定小売事業施設の概要

名称	(仮称)イオンモールJR旭川
所在地	旭川市宮下通7丁目4152番地11 ほか
敷地面積	28,000 m ²
店舗面積の合計	18,900 m ²
延べ床面積	69,000 m ² (立体駐車場含む)
主要(出店予定)小売店舗	スーパーマーケット、衣料品店
その他の(出店予定)小売店舗	各種専門店
小売店舗以外の施設の種類	飲食店等
集客予定区域(市町村)	旭川市、鷹栖町、東神楽町

2 地域貢献活動の実施に関する計画

別紙のとおり

3 地域貢献活動の担当者

所属名	イオンモール株式会社開発本部開発統括部関東・北海道開発部
職・氏名	鈴木伸年
電話番号	043-212-6344

<担当者連絡先>

所属名	イオンモール株式会社開発本部開発統括部関東・北海道開発部
職・氏名	鈴木伸年
電話番号	043-212-6344
電子メールアドレス	asahikawa@aeonmall.com

- 注 1 特定小売事業施設を複数の者により設置する場合は、「提出者」欄は、連名で記載すること。
2 「2 地域貢献活動の実施に関する計画」は、条例第10条の規定により知事が策定する地域貢献活動指針にのっとり記載することとし、書ききれない場合は、記載を省略し、別添資料として添付すること。

別紙 地域貢献活動の実施に関する計画

項目	活動内容	実施時期	具体的な取組
1. 地域との連携促進	1) 地域団体、組織への加入	開店時	① 施設の運営を行う、イオンモール及び核店舗であるイオン北海道について、地域団体へ加入を検討いたします。
	2) 地域との意見交換の推進	開店後 随時	① 地域のニーズを日常的に把握できるよう、建物内にイオンモール事務所を設置し、施設の地域貢献担当者を配属いたします。 ② 店内にお客さまの声承りボードを設置し、地域のご意見、並びにそれらに対する回答を行います。 ③ 地域から協力要請等があった場合には、前向きに対応いたします。
	3) 地域振興等の取組みへの協力	開店後 随時	① 旭川市が平成23年3月に策定した、「中心市街地活性化基本計画」の「基本方針」を尊重し、地元商業者と連携し、相乗効果を得ながら、互いに切磋琢磨する共生関係の構築を図ると共に、その効果を買物公園や中心市街地全体の活性化に繋げていけるよう努めます。 ② 駅という立地を活かし、「買物公園を軸とする時間消費型空間」の交流拠点施設として、中心市街地の回遊性を高めるよう努めます。 ③ 地域から協力要請等があった場合には、前向きに対応いたします。
	4) 地域との共存共栄に向けた取組への協力 (1) 地域イベントや行事などへの参画、協働 (2) 地域が取組む「買物弱者」対策への協力 (3) コミュニティスペースの確保	開店後 随時	① 地域の伝統行事や祭り、イベントなどに参加、支援を行い、地域の皆さまとの協働に努めます。 ② 地域から協力要請等があった場合には、前向きに対応いたします。 ① 買物弱者への対策として、核店舗のイオン北海道では、インターネットを使用した、「ネットスーパー」の実施を行っており、旭川市内全域に対応しています。 ② 旭川市や旭川平和通商店街振興組合から協力要請があった場合には前向きに検討いたします。 ① 施設に設置されるイオンホール（多目的ホール）、共用スペース等を地元団体等の活動の場や、様々なイベントの場として提供し協働に努めます。

	<p>(4) 道産品のPRや販売促進への協力</p> <p>(5) 地域や道内の企業との取引促進</p> <p>(6) リサイクル対策の推進</p> <p>(7) 地域教育への協力</p>		<p>① 地元産品などの販売を行うと共に、地元産品の紹介や消費拡大に向けたイベントの開催など、地元産品のPRや販売促進への協力を努めます。</p> <p>① 道内の事業者のテナント入居を積極的に進めると共に、警備員、廃棄物処理業者など、道内業者との取引を積極的に進めてまいります。</p> <p>① リサイクルBOXを店頭を設置し、食品トレイ、牛乳パック、アルミ缶、ペットボトルの回収をいたします。また、各テナントに対し産業廃棄物計量システムの導入によるゴミ減量化及びリサイクル率向上の意識の浸透に努めます。</p> <p>① 職場体験学習の受入れ等、地域教育への協力を努めます。</p> <p>② 地域から協力要請等があった場合には、前向きに対応いたします。</p>
2. 地域基盤の形成・維持	1) 地域や道内からの雇用の推進と安定的雇用の確保	随時	<p>① 各テナント従業員の雇用については、地域、市内にお住まいの方々からの雇用に積極的にするよう努め地域の安定的な雇用を確保するよう、館内掲示、新聞、店舗ホームページや地元情報誌等にて従業員を募集し採用するよう努めます。</p> <p>② その他の従業員についても、多様化している生活スタイルに合わせて、多種多様な業種、勤務体系を用意し、年齢、性別にこだわらず多くの人々が働けるように努めます。</p>
	2) ゆとりある勤労者生活の確保	随時	<p>① 施設運営者のイオンモールでは、平成19年8月20日に「次世代育成支援対策推進法」に基づき、次世代の育成に向けて積極的な支援を行う企業として、厚生労働大臣より認定されております。</p> <p>また、従業員（パート含む全従業員対象）に対し産休制度を昭和22年、育休制度を平成4年3月より導入しております。</p>
	3) 従業員の職業能力開発の推進	随時	<p>① 従業員の採用後については、安定的な雇用を維持する為、各種資格の取得促進等の職業能力開発を推進し、従業員の資質向上に努めます。</p>
	4) 地域の防犯活動等への参画、協働	開店後 随時	<p>① 地元地域で行われる防犯啓発活動等に参加、協力を努めます。また、施設内においては、警備員による定期巡回、防犯カメラによる防災センター集中監視を行い青少年の非行防止に努めます。</p>

	<p>5) 地域防災活動等への協力</p> <p>(1) 地域の防災訓練等への参画、協働</p> <p>(2) 災害時の物資の提供</p> <p>(3) 災害時における緊急避難場所の提供</p> <p>(4) 災害時におけるボランティア活動への支援</p>	<p>開店後 随時</p>	<p>① 地元地域で行われる防災訓練等に参加、協力を努めます。</p> <p>① 核テナントであるイオン北海道は、平成18年に旭川市と「災害時における消費生活の安定及び応急生活物資の供給等に関する協定」、平成22年には北海道と「災害時における物資の供給等防災に関する協力協定」を締結しており、災害発生時には物資の提供等対応をいたします。</p> <p>① 災害時には、店舗や駐車場の一部を避難場所や救護場所として提供いたします。</p> <p>① イオン幸せの黄色いレシートキャンペーンの実施や、募金活動によるボランティア団体への支援に努めます。</p>
3. まちづくりへの協力	<p>1) 市町村が進める対策への協力</p>	<p>随時</p>	<p>① 旭川市が平成23年3月に策定した、「中心市街地活性化基本計画」の基本方針を尊重し、地元事業者と連携し、中心市街地全体の活性化に繋げていけるよう努めます。</p> <p>② 旭川市及び地元警察と連携し、交通渋滞の対策交通安全運動等の実施に努めます。</p>
	<p>2) 地域における魅力ある景観形成への配慮</p>	<p>随時</p>	<p>① 「北海道景観条例」及び「旭川市景観条例」における事業者の責務を果たし、地域における魅力ある景観形成の配慮に努めます。</p>
	<p>3) 環境美化対策の実施</p>	<p>開店後 毎月</p>	<p>① 店舗周辺の清掃活動「クリーン&グリーン活動」を実施いたします。</p> <p>② 来店者が、ゴミを散乱させないように、必要な場所にゴミ箱等を設置します。また、状況を見ながら位置や容量の見直しをします。</p>
4. その他	<p>1) ISO14001の導入など環境全般への配慮</p>	<p>随時</p>	<p>① イオンモールは、2001年4月にISO14001を認証取得し、環境負荷を最小限に抑える最新技術の導入や、地域の生態系を守る仕組みをつくり、省エネや廃棄物の管理を徹底することで、環境へ配慮した施設運営に努めます。</p>
	<p>2) エネルギー対策の実施</p>	<p>開店後 随時</p>	<p>① 空調温度の適切な設定や過剰な照明の削減等による節電対策の徹底、LED照明等による省エネルギー対応機器の導入等、エネルギー対策の実施に努めます。</p>